



Trade Mark

商 標

三好内外国特許事務所 須永 浩子◇弁理士

「Sushi Zanmai」事件の高裁判決が出たと聞きました。事件の概要と判決について教えてください。

(石川県 Y. S)

1. 事件の概要について

原告（株式会社喜代村）

は、国内で「すしざんまい」

という名称のすしチェーン店を展開しており、複数の登録商標を保有しています。

原告商標1：



登録番号：第5003675号

指定商品・役務：第30類 すし、第43類 すしを主とする飲食物の提供

原告商標2：すしざんまい

登録番号：第5511447号

指定商品・役務：第30類 すし、すしを主とするべんとう、第43類 すしを主とする飲食物の提供

原告商標3：SUSHI ZANMAI

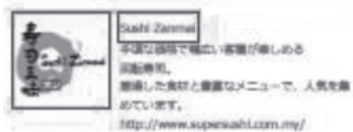
登録番号：第5758937号

指定商品・役務：第30類 すし、べんとう、丼物、第43類 すし・丼物を主とする飲食物の提供

被告（ダイショー・ジャパン株式会社）は、魚介類および水産加工品の輸出入

ならびに販売等を行っており、グループ会社が展開しているマレーシアのすし店「Sushi Zanmai」を、自社ウェブページにおいて日本語で紹介していたところ、原告より商標権侵害などを理由に提訴されました。

被告ウェブページ目録：（判決文より一部抜粋）



被告表示1：Sushi Zanmai

被告表示2：



2. 知財高裁判決（第二審）

一審の東京地裁では、被告の商標権侵害が認められ、表示の削除や約600万円の支払いが命じられました。しかし、二審において、各表示は「使用」には該当しないという理由で商標権侵害は認められませんでした。判決文：「被告各表示は、その態様に照らし、食材の海外輸出を検討する国

内事業者に向けた本件各ウェブページの中で、被告の事業を紹介するために使用されているにすぎず、本件すし店を日本国内の需要者に対し広告する目的で使用されたものではなく、現にそのような効果が生じている証拠もない。したがって、本件ウェブページ掲載行為は、『本件すし店の役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為』として商標法2条3項8号に該当するものということはできない」

また、知財高裁は商標権独立の原則および属地主義の原則にも触れ、外国において登録された商標が、その国における役務の提供を表示するためウェブページで使用された場合に、原告の商標権に基づいて使用を差し止めてしまうと、外国商標の当該国における適法な使用を日本の商標権により制限することと同じになり、商標権独立の原則および属地主義の原則からみても相当ではない、とも判示しています。さらに判決において、2001年に採択された国際的ガイドラインである「共同勧告2条とも整合する」旨述べている点も注目されます。